

令和元年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R2. 2. 21	R2. 3. 4	<p>1 東京都が秘匿し虚偽説明を行った〇〇高校の土壌汚染（フッ素・鉛）の事実を分かりやすく説明したことを証明する証拠資料等の全て</p> <p>(1) 〇〇高校生徒 (2) 同保護者 (3) 同一校教職員 (4) 周辺都民・住民 (5) 大阪上中学校生徒 (6) 同保護者 (7) 同一校教職員 (8) 同周辺住民</p> <p>2 東京都が秘匿し虚偽説明を行ったと開示請求者が主張する都立日野台高校の土壌汚染（フッ素・鉛）の事実を否定する証拠資料等の全て。</p> <p>(1) 1 (1) に同じ (2) 1 (2) に同じ (3) 1 (3) に同じ (4) 1 (4) に同じ (5) 1 (5) に同じ (6) 1 (6) に同じ (7) 1 (7) に同じ (8) 1 (8) に同じ（別紙音声記録）</p> <p>以上全ての事実を証明する証拠</p>	0				1										<p>環境局では、〇〇高校の工事の実施について所管しておらず、〇〇高校及び〇〇関係者、住民等に対して説明を実施する立場ではないことから、請求内容に係る公文書は、作成し又は取得しておらず、存在しないため。</p>	<p>環境局 多摩環境事務所 環境改善課</p>
2	R2. 2. 5	R2. 3. 4	<p>(1) 羽田空港新飛行経路における騒音モニタリングについて（会議等議事要旨記録票を含む） (2) 31環改大第619号 東京国際空港周辺航空機騒音調査委託（令和元年度モニタリング調査）（契約手続に関する文書一式及び契約書） (3) 31環改大第811号 東京国際空港新飛行経路における騒音測定場所の借用について（依頼）「小松川第二中学校分」 (4) 31環改大第835号 東京国際空港新飛行経路における騒音測定場所の借用について（依頼）「向山小学校分」 (5) 31環改大第868号 行政（普通）財産の使用について（依頼）「食肉市場」 (6) 31環改大第884号 行政（普通）財産の使用について（依頼）「食肉市場」（使用承認書を含む） (7) 31環改大第896号 東京国際空港モニタリング調査に伴う、行政財産使用許可申請（渋谷区猿楽小、千駄谷小）（使用許可書を含む） (8) 31環改大第899号 東京国際空港モニタリング調査に伴う、行政財産使用許可申請（練馬区向山小）（使用許可書を含む） (9) 31環改大第905号 東京国際空港新飛行経路における騒音測定場所の借用について（依頼）「千駄谷小、猿楽小」</p>	116		1					1	1			1			<p>事業者の担当者氏名 東京都情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>事業者の印影、契約手続きに関する書類のファイルパス、借上げ場所の図面 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>委託契約の予定価格やその算出資料 東京都情報公開条例第7条第6号に該当 都が行う契約事務に関し、都の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。</p>	<p>環境局 環境改善部 大気保全課</p>

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
3	R2. 1. 7	R2. 3. 6	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書（紙及び電子マニフェスト）H29. 4～H30. 3			1													<ul style="list-style-type: none"> ・公にした場合、犯罪捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・法人の公にされていない事業活動に関する具体的な情報であり、当該法人の競争上の地位及び事業運営が損なわれると認められるため。 ・当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。 	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
4	R2. 2. 25	R2. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第4回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第6回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第7回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第8回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第10回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第11回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第12回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第13回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第14回速記録 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第4回資料 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第6回資料 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第7回資料 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第8回資料 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第10回資料 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第11回資料 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第12回資料 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第13回資料 ・東京都環境影響評価審議会 技術指針検討部会第14回資料 	428		1												<p>次の事項は、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第5号に定める非開示情報に該当するため開示しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速記録における審議の内容（第13回、第14回を除く） ・「主な意見」を記載した資料のうち、委員氏名 	環境局 総務部 環境政策課	
5	R2. 2. 27	R2. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（31環改化四第42号） ・土地利用の履歴等調査届出書（31環改化土第6号） 	65		1													環境局 環境改善部 化学物質対策課	
6	R2. 1. 11	R2. 3. 10	形質変更時届出区域における土地の形質の変更届出書 （24環改化形第124号、24環改化形第136号、24環改化形第161号、24環改化形第168号、25環改化形第9号、25環改化形第31号、25環改化形第36号、25環改化形第53号、25環改化形第107号、25環改化形第140号、25環改化形第142号、25環改化形第186号、25環改化形第217号、25環改化形第243号、25環改化形第248号、25環改化形第253号、環改化形第255号、25環改化形第264号、25環改化形第265号、26環改化形第14号、26環改化形第27号、26環改化形第56号、26環改化形第128号、環改化形第181号、26環改化形第218号、26環改化形第238号、26環改化形第239号、26環改化形第261号、26環改化形第263号、27環改化形第1号、27環改化形第28号、27環改化形第71号、27環改化形第146号、27環改化形第149号、28環改化形第5号、30環改化形第203号、31環改化形第34号）	1935		1													環境局 環境改善部 化学物質対策課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
7	R2. 2. 25	R2. 3. 10	2 環境局（都庁内）及び多摩環境事務所内に何等かの理由により警察を介入した事例 3（1）警察を介入した場合で、当該“事実”内容の開示請求に対し「開示決定」した事案 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”文書等の組織的共用文書（メモ等は除く。）	0		1	1											1		・請求内容に係る公文書は開示することにより庁舎管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するため非開示とする。 ・該当する事案はないため、請求内容に係る公文書は作成し、又は取得しておらず、存在しない。	環境局 総務部 総務課
8	R2. 2. 25	R2. 3. 10	「公文書の非開示決定について」（31環改化第896号） （請求内容3（2）に係る文書）	10		1													・公文書内の請求者名、開示請求書 東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため。 ・起案文書の添付資料 東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより庁舎管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	環境局 環境改善部 化学物質対策課	
9	R2. 2. 25	R2. 3. 10	「公文書の非開示決定について」（31環多改第504号） （請求内容3（2）に係る文書）	8		1													・公文書内の請求者名、開示請求書 東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため。 ・起案文書の添付資料 東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより庁舎管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	環境局 多摩環境事務所 環境改善課	
10	R2. 2. 25	R2. 3. 10	・東京都庁内管理規則 ・東京都情報公開条例 ・情報公開事務の手引	0															請求人が請求する文書は、「31環多改第504号「非開示決定通知書」において、当該「開示請求に係る公文書」は開示することにより庁舎管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり・・・」について、具体的かつ客観的な理由・根拠を明確に説明する“証拠”となる法令・条例・ガイドライン等であるが、「東京都庁内管理規則」、「東京都情報公開条例」及び「情報公開事務の手引」が該当する。 しかるに、開示請求に係る公文書は、インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項により開示しないものであるため開示請求を却下する。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	R2. 2. 25	R2. 3. 10	<p>1 (1) 平成27年7月26日以来、警備員を要請した事案 (2) 同事案内容 (3) 警備員を要請した際に何らかの報告書を要請した回数 (4) (3)の内容 (5) 警備員を要請したにも関わらず、何ら報告書等を作成していない事案</p> <p>2 (1) 1(1)で警備会社より報告書等を受領した事案 (2) 1(1)で警備会社より報告書等を受領していない事案</p>	0		1	1											<p>請求内容に係る公文書は開示することにより庁舎管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するため非開示とする。</p> <p>・「警備員を要請したにも関わらず、何ら報告書等を作成していない事案」に関する文書は作成し、又は取得しておらず、存在しない。</p> <p>・環境局は警備会社から報告書等を受領する立場にはないため、請求内容に係る公文書は作成し、又は取得しておらず、存在しない。</p> <p>・請求内容に係る公文書は開示することにより庁舎管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するため非開示とする。</p>	環境局 総務部 総務課
12	R2. 3. 13	R2. 3. 26	平成19年1月31日付18環多改大第401号 ばい煙発生施設設置届出書	1	1													環境局 多摩環境事務所 環境改善課	
13	R2. 3. 18	R2. 3. 24	<p>28環資産新第715号産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書添付の「2 事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類、運搬容器等の写真、登録車両一覧表、車両の写真」</p> <p>29環資産変第74号産業廃棄物収集運搬業変更許可申請書添付の「2 事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類、事業計画の概要(第1面)、運搬容器等の写真、登録車両一覧表」</p> <p>31環資産届第1675号産業廃棄物処理業変更届出書(別添【参考3】)添付の「運搬車両一覧、運搬車両の写真」</p>	14	1													環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課	
14	R2. 3. 17	R2. 3. 27	〇〇の場所について、過去の環境確保条例第117条の届出個人情報に係る部分を除く	0			1											請求内容に係る公文書は、届出が提出されていないため、取得しておらず、存在しない。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課